

# 広報 ひこね



往時の面影を残す中山道の街並み（高宮町）

2002  
10/1

|    |                                |    |
|----|--------------------------------|----|
| 特集 | 人権問題の解決を目指して<br>市のすること・市民のすること | 2  |
|    | マイク&カメラ 市民インタビュー室              | 5  |
|    | 老人保健、国民健康保険が変わります              | 6  |
|    | ときの玉手箱 第74回                    | 12 |
|    | 第50回 小江戸彦根の城まつり                | 14 |
|    | インフルエンザ予防接種のお知らせ               | 17 |
|    | “芸術の秋” 到来を告げた 市美術展覧会           | 20 |

1. 人権が尊重され、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり
2. 良好な環境が整った、快適で安全・安心なまちづくり
3. 活力ある産業に満ちた、にぎわいあふれるまちづくり
4. 明日の彦根市を担う人を育むまちづくり
5. 人とひととの交流をひろげ、市民文化を創造するまちづくり

特集

# 人権問題の解決を目指して 市のおおいじや・市民のおおいじや

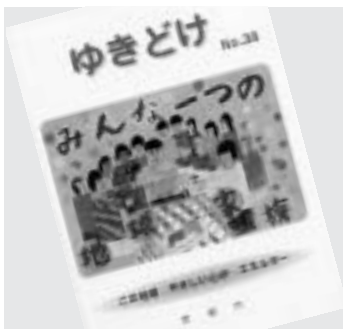
「人権を尊び、お互いに助けあい、信頼しあうまちをつくりまします」

これは、昭和52年に制定された彦根市民憲章の一節です。この理念を実現するため、自治会、学校、企業などを舞台に、さまざまな主体的取り組みが行われてきました。その結果、人権意識は徐々に高まってきましたが、差別事例の発生や教育、就労面などでの格差など、同和問題が完全には解決されていない現実があります。それだけでなく、国際化や少子高齢化、家庭や社会環境の変化による新たな課題も発生しています。

このような人権問題の今日的な課題を踏まえ、体験学習や参加型学習を取り入れた、実態に即した学習・啓発の取り組みが重要になっています。

## 彦根市は「人権尊重都市」

彦根市は、同和問題など人権問題の解決を市政の重要な柱に位置づけ、さまざまな施策を推進してきました。昭和61年には、基本的人権の尊重と法の下の平等を定めた「日本国憲法」と、すべての人間は生まれながら自



人権啓発資料「ゆきどけ」第38号  
(平成14年7月発行)

由であり、尊厳と権利は平等であるとした「世界人権宣言」にのっとり、「彦根市人権尊重都市宣言」を行いました。

## 平成10年には 「人権条例」を制定

そして、平成10年には人を尊び愛情あふれるまちを創ることを目的に、「人権が尊重されるまち彦根をつくる条例」を制定しました。この条例は、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人などに対するあらゆる差別をなくすことを目的にしたものです。

この条例では、行政のすべての分野で人権意識の高揚と人権擁護に関する必要な施策を行うことが「市の

## 支援します

## 事業所の同和問題研修

同和問題などの人権問題解決のため、企業の社会的責任を果たすことが求められています。

昭和30年代には、水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病などの公害問題が発生し、「企業は社会に害を与えてはいけない」「進んで社会に貢献しなくてはならない」と、企業の社会的責任が求められるようになりました。

ところが、同50年には、「部落地名総鑑」事件が発覚しました。「部落地名総鑑」は、就職や結婚に関して身元調査に利用することを目的に、全国の被差別部落の名前と住所、さらには戸数や主な職業を都道府県別に編集したものです。全国の多くの企業がこの差別図書を購入していたことで、企業活動のなかで差別がまねえんしていることが明らかになりました。

この事件を受け同52年に出版された労働省（現在の厚生労働省）の通達をきっかけに、全国の企業で同和問題研修が行われるようになりました。

## 設置が進む

## 企業内の同和研修担当者

滋賀県や彦根市では、企業が同和問題についての正しい理解と認識を持つよう、従業員20人以上の事業所が「企業内同和問題研修窓口担当者

を設置するよう働きかけを続けています。

昭和52年から

取り組みを始め、

現在市内で約300の事業所が窓口担当者を置いています。

窓口担当者は、企業内での同和問題研修の推進、適正な採用選考システムの確立、関係行政機関との連携など、同和問題解決に向けて企業の最前線で活動しています。

## 階層別研修を推進

さらに、企業内で従業員の皆さんに人権について学習を進めていただくため、彦根市は階層別研修を推進しています。階層別研修には、新入社員研修や窓口担当者研修、経営者研修などがあります。また、企業内で実施する研修に講師を派遣したり、啓発ビデオなどの視聴覚教材を貸し出したりしています。

企業で働く人たちは、多くの時間を職場で過ごします。その職場が、上司、部下、同僚などの人間関係において明るく働きやすい場所であることは、みんなが望むことです。

このような職場づくりを目指していくために、企業のトップ自ら人権を尊重する職場環境づくりを進めていくことが期待されます。



責務として定められています。また、「市民の責務」として、自ら人権意識を高め、互いに人権を尊重し、差別や、差別を助長する行為をなくすよう努めなければならないとされています。

## 彦根市人権尊重審議会

彦根市人権尊重審議会は、人権が尊重されるまち彦根をつくる条例に基づいて平成12年に設置されました。市内の各団体から推薦された約20人の委員によって構成されています。

最初の委員の任期が終了したため、9月2日には改めて21人の委員を委嘱しました。今回の審議会では、事務局から人権問題を取りまく国や県の動向、彦根市の現状と課題について説明があった後、地区別懇談会など地域啓発活動の課題について審議が行われました。

今後は、市民意識の把握や、「人権教育のための国連10年彦根市行動計画」の見直しなど、本市の人権政策における重要な役割を担っていきます。

## 市のあらゆる事業を見つめ直す

21世紀は「人権の世紀」と言われています。世界人権宣言から50年余りの間、国際連合を中心に、人権問題を解決するための多くの取り組みが世界中で行われてきました。

平成6年の国連総会では、すべて

## 紙上談話室・7

# 人権が尊重されるまち 彦根をめざして

彦根市長

中島 一

人間が人間らしく生きていくために必要な、基本的な自由と権利を総称して基本的人権といっています。

人間が生まれつき天賦不可譲の基本的人権をもつということは、18世紀末の米國諸州憲法やフランス人権宣言（1789）以来、各国の人権宣言や憲法に明記されてきました。

この基本的人権の内容は、当初は国家権力の干渉の排除により達成される自由権的人権が中心でした。すなわち、人間の尊厳、法の下の平等、生命身体の安全、自由の保障、思想・信仰・言論・集会・結社の自由、私生活の保護、財産権の保障、公平な公開裁判の保障、罪刑法定主義、などに、参政権を加えたものであります。ところが、第一次世界大戦後、社会国家的な考え方から、ワイマール憲法などにより、国家の積極的な関与によって保障される社会保障、教育権、労働権などの社会的人権が加えられました。

第二次世界大戦中の人権侵害に

の人が国際的な人権基準を理解することを目的に、「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。

彦根市は、この趣旨と意義を認識し、平成12年に「人権教育のための国連10年彦根市行動計画」を策定しました。同16年の目標年に向けて市をあげて取り組んでいます。

この計画は、人権教育に関する事業について、毎年個別に計画と目標を定め、年度終了後に実施状況を把握し、点検と見直しをするものです。市のあらゆる事業の人権との関わりを改めて洗い出し、より強調していく効果が期待されます。

例えば、「新修彦根市史」の編集に当たっている市史編さん室では、歴史の中の女性問題に注目し、女性史に関する資料の収集を始めています。特に集めているのは、明治時代の彦根の女性たちが、歴史の中で果たした役割や活動などについてのものです。「新修彦根市史」に掲載される予定です。

## 学校教育の現場では

互いに人権を尊重し、人権感覚を身につけることは、学校教育の基本です。小学校や中学校では、各教科や部活動、清掃活動など、あらゆる場面で学習を進め、人権尊重の精神を実践できるよう取り組んでいます。子どもたち一人ひとりが心豊かに育つよう日々取り組んでいます。

対する反省から戦後、基本的人権に対する認識がいつそう高まり、日本国憲法も基本的人権の尊重をその柱の一つとしました。

一方、国際連合は、昭和23年（1948）に、「世界人権宣言」を採択し、さらに、この宣言をより具体化するため、「国際人権規約」をはじめとする人権関係諸条約を採択しています。

私も彦根市では、これまで人権尊重のための各種の取り組みを進めてきました。また、今日までの自治会や諸団体、学校、企業等における主体的な取り組みの結果、市民の人権意識は徐々に高まり、市民の人権問題に対する理解と認識は、広まりと深まりを見せてはきましたが、今なお部落差別をはじめとするさまざまな差別や偏見、不合理なことが存在しています。

体系的な「人権教育・啓発活動」を推進していかねばなりません。市民の皆様方お一人、おひとりが日ごろからの積極的な実践をよろしく願います。





今回のこの欄に登場するのは、あなたかも？  
身近なニュース、まちの話題などをお知らせください  
市情報政策課広報係 ☎22-1411（内線431）

7月1日、新しい市立病院で診療が始まりました。たくさんの方々が効率よく診療するため、「オーダーリングシステム」という最新の仕組みが導入されました。

「自動再来受付機」という機械を使った、新しいシステムに慣れていない患者さんたちのために、私たちボランティアが操作方法を説明して、円滑な受診の手助けをしています。

開院当初は、医師、看護師をはじめみんなが慣れず、患者さんにご迷惑をかけたのではないのでしょうか。私たちボランティアが代わって苦情や意見を受けることもよくありました。そ

彦根市立病院ボランティア 所 美幸さん

### 「患者さんと病院の橋渡し役をしています」

うしたことは、そのつど病院の担当者へ伝えるようにしています。いろいろな提案によって、開院以来多くのことが改善されました。

ボランティアは全部で20人ほど。新病院に慣れた人のために院内全般の案内や、車いすの介助もさせていただきます。私は週に1回、8時間ほどですが、毎日来ている人もいます。ずっと立っているのも、肉体的にも疲れます。

しかし、人との出会いを求めて始めたボランティアです。これからも、病院と患者さんの間で、新しい病院をよりよいものにしていくお手伝いをしていきたいと思っています。

◀所さん

▼自動再来受付機の操作方法を来院者に説明する所さん



▲2学期になっても、3年生を含めて熱心な練習が続きます



▶右から副部長・陣子重司さん、吉田さん、副部長・堀居麻美さん（いずれも3年）



### 「楽しく演奏したいと思っています」

8月2日に大津市民会館で開催された「第36回滋賀県吹奏楽コンクール」で、南中学校吹奏楽部は金賞を受賞しました。私たちが出場した大編成の部には46校が出場しましたが、金賞は3校だけ。南中の金賞受賞は、3年連続です。

自由曲として演奏したのは、「斑鳩の空」。作者の柳田てつ之扶先生は、部員みんなが大好きな作曲家で、お住まいの京都から彦根にお招きして直接指導していただいたほどです。

南中学校吹奏楽部 部長 吉田麻美さん

吹奏楽部は部員数61人。コンクールに出場できるのは50人以下なので、なかなかステージに立てない人もいますが、全員で心を合わせて練習を続けています。

7月27日には、中部日本吹奏楽コンクールにも出場し、こちらは7校の中で本大会に出場する1校に選ばれました。10月13日には、長野県伊那市で開かれる本大会に臨みます。部員みんな、南中生らしく、楽しく演奏していきたいと思っています。



鳥居本町中町・下町の地区別懇談会の様子

### 市内全域で地区別懇談会を開催しよう！

彦根市では、地区別懇談会を市民の重要な人権学習の場と位置づけています。

地区別懇談会は、同和問題やさまざまな人権問題の学習を通じて人権意識を高めるなかで、自分たちの住む地域を見つめ直し、地域をみんなにとって住みやすくしていくという「まちづくり」そのものです。地区別懇談会に、市内の全域で取り組むことが、人権問題解決への第一歩です。

#### 長い歴史を持つ地区別懇談会の取り組み

地区別懇談会は、自治会が主催し、地域の人権啓発の機会として各地域で開催されています。昭和45年以降の長い歴史を持ち、内容や参加者を広げながら今日まで続いています。地域に住む人たちが参加し、同和問題を中心に、暮らしのなかにひそむいろいろな課題を通じて、住民が主体的に学び合うコミュニケーション活動の場です。

彦根市人権尊重審議会でも、地区別懇談会がその長い積み重ねの

なかで、市民の人権意識の変化をもたらしてきた点や、地域で果たす役割の大きさを評価する発言が見られました。同時に、内容のマンネリ化などの問題を指摘する声も聞かれました。

事前の準備や内容を工夫し、自分たちの住むまちの問題として自由に話し合い、参加してよかったと思える地区別懇談会にしていきたいことが、今望まれています。

#### 地区別懇談会の開催を支援します

地区別懇談会の開催にあたっては、「ヒューマンアクター」が学習内容や教材などの支援活動を行っています。

ヒューマンアクターは、市民学習会などの実施を呼びかけたり、内容の相談に応じる活動をしています。各中学校ブロックごとに配置し、現在7人が活動しています。名簿は「広報ひこね」5月1日号に掲載しています。どうぞ気軽に相談してください。

また、地区別懇談会の開催申請書は、実施の1か月前までに市人権政策課（市役所3階）へ提出してください。市内全域で地区別懇談会が開催されるよう、積極的な取り組みをお願いします。

問い合わせ先 市人権政策課 ☎22-1411 内線351番、FAX ☎22-1398番

## 地区別懇談会 — 私たちのまちでは

### 「まちづくり」につなげる取り組み



若杉さん

平田学区人権教育推進協議会副会長  
若杉一夫さん

私の住む西平田自治会の区域には、ブラジルから来た人が約30人住んでいます。かつて、この人たちが夜に大勢で騒いだり、ごみの出し方のルールを守らなかったりして、問題になったことがありました。

けれども、ごみ出しのルールをポルトガル語で掲示したり、日本の習慣を説明したりすると、すぐ問題はなくなりました。どうも、遠巻きにして交流を持とうとしなかった私たちの側にも問題があったようです。その後は、市民運動会や、川や溝の掃除にも全員が参加するなど、いっしょに地域づくりをしています。こうした取り組みに住み込みがすぐに理解を示してくれたのは、地道な地区別懇談会の活動があったからでしょう。内容を工夫し、同和問題を通じて、外国人や女性などに対する差別を学習してきた結果だと思います。

人権問題は、「同和問題に始まり、同和問題に終わる」と思います。体験型学習を取り入れるなど多彩な内容で、心に残る地区別懇談会をすることは、地域のみんなにとって住みよい地域づくりにつながると思います。

### 大事なものは、参加者の主体性を引き出す工夫



北川さん（左）と小泉町の地区別懇談会で講師をする川島順次郎さん

小泉町自治会長  
北川公徹さん

人権問題について考える機会はいくつあると思いますが、地区別懇談会は、生活の場にもっとも近いところでのことです。

自分たちの地域で、自分たちの問題として考えることが、地区別懇談会は必要でしょう。そのためには、参加者が少しでも主体性をもって取り組む工夫が必要です。

小泉町では、地区別懇談会を年に3回開催しています。1週間程度の間隔で、3回連続して開くのです。3回目になると、参加する人たちが雰囲気慣れてくるようです。そうした中で、1回でも発言してもらい「参加した」と実感を持ってもらうことが、次につながると思います。

地区別懇談会の柱は、同和問題です。同和問題を通じて人権問題の核心にふれることは、一人ひとりの生き方を問い直すことにもなると思います。小泉町の地区別懇談会が、そうしたことを考えるきっかけになるよう、努力したいと思っています。



# 老人保健、国民健康保険が変わります

老人保健と国民健康保険を取り巻く環境は、極めて厳しい状況です。いつまでも安心して医療を受けていただくため、10月1日からこれら医療保険制度の一部が変わります。  
問い合わせ先 市保険年金課 ☎22-1411（内線136）、FAX22-1398

## 「多数」とは？

高額療養費の支給を受けた月が、12か月以内に、4回（4か月）以上あると、4回目から下の表の「多数」にある限度額が適用され、支給を受けやすくなったり、支給される額が多くなったりします。

## 支給対象になるのは？

通院時の薬代と薬剤一部負担金は、高額療養費の支給対象となります。差額ベット料、歯科の保険適用外療養費、入院したときの食事代などは、支給対象になりません。

国民健康保険加入者が医療機関などの窓口で支払った「一部負担金」が、一定の「限度額」を超えた分については「高額療養費」として払い戻しを受けることができます。支給を受けるには申請が必要です。診察を受けてから普通3か月程度かかります。  
10月1日から、この高額療養費の限度額などが変わります。

① 高額療養費は、「一部負担金」が「限度額」を上回っていると  
② 高額療養費（ここがポイント！）  
③ 入院と通院の一部負担金を合計したり、同じ世帯の国保加入者の「一部負担金」と合計したりできる場合があります。これを「合算」といいます。  
※一つの世帯内で同じ月のうちに21,000円以上の自己負担額を2回以上支払った場合、それらを合計して限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。



ここが  
変わる！  
高額療養費の  
限度額などが  
変わります

国民健康保険加入者（70歳未満）

## 70歳未満の自己負担限度額（月額）

### 9月30日まで

| 通常（1か月目から3か月目） |         | 多 数                                | 合算できる額  |
|----------------|---------|------------------------------------|---------|
| 住民税非課税世帯       |         | 35,400円                            | 24,600円 |
| 課税世帯           | 一 般     | 63,600円＋（医療費のうち、318,000円を超えた分の1%）  | 37,200円 |
|                | ※ 上位所得者 | 121,800円＋（医療費のうち、609,000円を超えた分の1%） | 70,800円 |

### 10月1日から

| 通常（1か月目から3か月目） |         | 多 数                                | 合算できる額  |
|----------------|---------|------------------------------------|---------|
| 住民税非課税世帯       |         | 35,400円                            | 24,600円 |
| 課税世帯           | 一 般     | 72,300円＋（医療費のうち、361,500円を超えた分の1%）  | 40,200円 |
|                | ※ 上位所得者 | 139,800円＋（医療費のうち、699,000円を超えた分の1%） | 77,700円 |

※上位所得者 所得が670万円を超える世帯

## 70歳以上の自己負担限度額（月額）

### 9月30日まで

|      | 外 来                         | 入 院                |
|------|-----------------------------|--------------------|
| 一 般  | 3,200円<br>（大病院）<br>（5,300円） | 37,200円<br>24,600円 |
| 低所得者 | 老齢福祉年金受給者                   | 15,000円            |

定額制の診療所での限度額 1回の支払いは850円まで  
1か月に4回まで

### 10月1日から

|             | 外来のみ<br>（個人ごとに計算） | 外来＋入院<br>（世帯の合計）                                                                  |
|-------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 一定以上の所得のある人 | 40,200円           | 72,300円＋（医療費のうち、361,500円を超えた分の1%）<br>過去12か月に4回以上限度額を超えた入院分の支給があったとき、4回目以降は40,200円 |
| 一 般         | 12,000円           | 40,200円                                                                           |
| 低所得者 II     | 8,000円            | 24,600円                                                                           |
| 低所得者 I      | 8,000円            | 15,000円                                                                           |

※所得の区分については、下の欄をご覧ください

高額医療費（ここがポイント！）  
① 外来で上の表の限度額を超えたときは、いったん負担割合に応じた自己負担が必要ですが、その後、市保険年金課へ高額医療費として請求してください。  
② 同じ世帯の高齢者全員の一部負担金を合計した後の金額が「自己負担限度額」を超えていたら、超えた分について支給を受けることができます。（入院と外来の一部負担金は合計することができます。）  
③ 住民税非課税世帯の人が、上の表「低所得者Ⅰ・Ⅱ」欄にある限度額の適用を受けるためには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。認定証の交付を受けるには、市保険年金課で手続きが必要です。認定証の有効期間は、1年間です。

ここが  
変わる！  
老人保健の  
対象年齢が、  
75歳からに  
なります

これまで70歳からとなっていた老人保健の対象年齢が、10月から75歳に引き上げられます。  
ただし、平成14年9月30日以前にすでに70歳になっている人は、老人保健の対象のまま変更ありません。  
平成14年10月1日以降に70歳になる人は、75歳までの間、現在加入し

ている健康保険で医療を受けます。実際に医療機関で支払う負担割合は、70歳以上であれば、老人保健でも、国民健康保険でも変わりはありません。  
送付しました  
新しい老人保健受給者証  
老人保健対象者の皆さんには10月1日から有効となる新しい「老人保健医療受給者証」を9月下旬に送付しました。確認してください。  
古い受給者証は9月30日で無効となつていきますので、処分してください。

ここが  
変わる！  
70歳以上の人は  
所得によって  
医療費の  
自己負担割合が  
変わります

医療機関にかかったときに窓口で支払う自己負担分の割合が変わります。定額制が廃止され、入院・外来とも定率制で1割または2割の自己負担となります。下の欄の所得区分の説明にある「一定以上所得者」の人は、10月1日から2割を負担することになります。

## 所得の区分

一定以上所得者 地方税法上の課税所得が124万円以上の高齢者およびその人と同じ世帯に属する高齢者  
ただし、次の条件にあてはまる人は、市保険年金課で申請すれば、1割負担になります。（申請は毎年必要です。）  
① 同じ世帯に高齢者が2人以上いる場合は、収入の合計が637万円未満の人  
② 同じ世帯に高齢者が1人だけの場合は、収入が450万円未満の人  
低所得者Ⅰ 老齢福祉年金受給者で、住民税非課税世帯の人、または、世帯全員の住民税が非課税で、世帯の所得が一定基準以下の人（年金収入のみ、単独世帯の場合、約65万円以下）  
低所得者Ⅱ 世帯全員が住民税非課税の人で、右の低所得者Ⅰにあてはまらない人  
一 般 右のどれにも該当しない人





〈日時〉11月30日(土)午前8時30分～正午、12月1日(日)午前9時～午後3時30分 ※30日と1日午前は予選リーグ、1日午後には決勝トーナメント 〈場所〉市民体育センター第1競技場 〈内容〉愛好者急増中のフットサル(ミニサッカー)の振興と参加者相互の交流を図るためのつどいです ※各チーム2日間ともゲームを行います。なお、30日午後「ラモス瑠偉さんのフットサ

### 市民体育センター フットサル愛好者のつどい

〈日時〉11月24日(日)午後1時～同4時 〈場所〉市民会館 〈内容〉湖東地域に在住の外国人を対象にした暮らしの相談会における通訳を募集します 〈対象言語〉ポルトガル語、スペイン語、中国語、その他 〈申込・問い合わせ先〉**国際交流課** ②1411番内線374番 FAX ②1398番 ※土・日曜日、祝日は市民・国際交流サロン ②1411番内線590番へ

### 「外国人住民暮らしの相談会」 通訳ボランティア

### フリーマーケット出店者

#### ひこね「マーケット」夢畑

〈日時〉10月20日(日)午前10時～午後2時 〈場所〉アル・プラザ彦根(彦根駅前 立体駐車場屋上) 〈出店物〉飲食物以外 ※合成洗剤などの出品、営利を目的とした出店は不可 〈出店料〉1区画500円 〈申込期限〉10月8日(火)〈必着〉〈申込方法〉往復はがき往信の裏に①氏名 ②住所 ③電話番号 ④出店する品目 ⑤「10月20日」 ⑥搬入に用いる自動車ナンバー ⑦当日出店に携わる人数を、返信の表面にも住所・氏名をそれぞれ書いてリサイクルステーション内「夢畑」係(〒522-0088 銀座町4-19)へ 〈問い合わせ先〉リサイクルステーション ②4810番、**困生活環境課** ②1411番内線129番 FAX ②0395番

### 聖泉短期大学学園祭「万聖祭」 フリーマーケット

〈日時〉10月26日(土)午前11時～午後4時、同27日(日)午前10時～午後3時 〈場所〉聖泉短期大学構内 〈出店物〉生もの、調理販売は不可 〈出店料〉1日につき500円 〈申込期限〉10月21日

〈申込方法は〉FAX またはEメールで①代表者の氏名、住所 ②人数 ③代表者の電話番号 ④出店希望日 ⑤出店内容 を聖泉短期大学万聖祭実行委員会(〒521-1123 肥田町720 FAX ③5201番 E-mail: gakusei@ssu.ac.jp)へ 〈問い合わせ先〉同実行委員会 ④3600番

### 滋賀大学「滋大祭」 フリーマーケット・模擬店

〈日時〉11月3日(祝)・同4日(振)の午前10時～午後4時 〈場所〉滋賀大学経済学部構内 〈出店物〉生ものは不可 ※詳細は申込後に通知します 〈出店料〉無料 〈申込期限〉10月25日(金) 〈申込方法〉問い合わせ先 電話で滋大祭実行委員BOX ②1137番(FAX共用)へ

### パソコン講座 「ワード基礎」

〈日時〉10月24日(木)～平成15年1月23日(木)(年末年始を除く毎週木曜日、全12回)の午後2時～同4時 〈場所〉勤労青少年ホーム 〈対象者〉市内に在住・在勤の人(学生は除く)〈定員〉16人(申込者多数の場合は抽選)〈受講料〉2,400円 〈教材費〉実費 〈申込期間〉10月1日(火)～同

8日(土)・日曜日は除く)の午前9時～午後9時 〈申込・問い合わせ先〉**パソコン講座** 人の家 ④3529番 ※電話による申込受付はできません



### 子ども向け ハロウィーン祭

〈日時〉10月26日(土)午後4時～同6時 〈場所〉ミシガン州立大学連合日本センター(松原町) 〈内容〉同センターの留学生たちが、10月31日に行われる欧米の子ども向けのお祭り「ハロウィーン」を日本の子どもたちに紹介します 〈対象者〉小学校6年生以下 〈定員〉80人 〈参加費〉300円 〈申込受付〉10月3日(木)午前9時～(先着順に受け付け、定員になりしだい締め切ります) 〈申込方法〉問い合わせ先 電話でミシガン州立大学連合日本センター ②263400番へ



### 子ども天文講座 「親子で望遠鏡・宿泊編」 ～親子で星空ラリー～

〈日時〉11月9日(土)午後2時30分～同10日(日)午前10時(1泊2日

### ラモス瑠偉さんの フットサルスクール



ラモス瑠偉さん

〈日時〉11月30日(土)午後1時30分～同4時30分 〈場所〉市民体育センター第1競技場 〈内容〉フットサルの基本技能、ゲームの進め方など 〈講師〉サッカー・フットサル元日本代表選手 ラモス瑠偉さん 〈対象者〉市内に在住・在学の小・中学生 〈定員〉100人(申込者多数の場合は抽選) 〈参

### 市立病院 緩和ケア病棟ボランティア

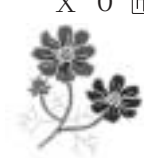
〈緩和ケア病棟とは〉主にがん末期などで、治療が望めなくなった患者さんに対して、痛みや苦しみなどの症状をやわらげるケアをするところで、市立病院では8階に20床あります 〈応募資格〉中学校卒業以上で、継続的に無償のボランティア活動をしていただける人 ※例えば▽台所仕事が好き 好きな人 ▽ガーデニングが好きな人 ▽俳句や川柳などを教えていただける人 ▽楽器の演奏ができる人 ▽工作の好きな人(待遇)ユニフォーム(エプロン)と名札を貸与 ▽病院の負担でボランティア保険に加入

加費200円 〈申込期限〉10月31日(木)〈必着〉〈申込方法〉問い合わせ先 往復はがき往信の裏に①住所 ②郵便番号 ③参加者氏名 ④年齢 ⑤性別 ⑥電話番号 ⑦学校名、学年 ⑧保護者氏名を、返信の表にも住所、氏名をそれぞれ書いて市民体育センター「フットサルスクール」係(〒5220002 松原町3751-1) ②2293番 FAX ②2294番へ ※申し込みはがきは、1人1枚に限ります。また、連名での申し込みはできません

〈場所〉子どもセンター、県立荒神山少年自然の家 〈内容〉天体望遠鏡や双眼鏡の使い方を学び、星々を観望します 〈対象者〉生とその保護者 〈定員〉25人(先着順) 〈受講料〉1人2000円 〈申込期間〉10月5日(土)～同25日(金)(ただし、7日(月)・15日(火)・21日(月)は除き、定員になりしだい締め切ります) 〈申込方法〉所定の申込用紙(子どもセンターにあります)に必要事項を書いて、受講料を添えて同センター窓口へ ※電話による申し込みはできません 〈問い合わせ先〉同センター ②3645番(FAX共用)

### よい歯の 健康老人コンクール

〈日時〉11月17日(日)午前9時～同11時45分 〈場所〉栗東芸術文化会館さくら(JR栗東駅東口から徒歩約5分) 〈応募資格〉70歳以上で、健康でよい歯をお持ちの人 〈応募期限〉10月31日(木) 〈応募方法〉お近くの歯科医院、健康管理課(平田町・福祉保健センター1階、彦根保健所(和田町)、老人クラブへお申し込みください 〈問い合わせ先〉**健康管理課** ②40816番、FAX ②45870番



## 市営住宅 入居者募集

募集住宅 中敷団地1棟(中敷町) 1戸  
中敷団地4棟(中敷町) 1戸  
和田東団地(和田町) 1戸  
ブルーレイク八坂(八坂町) 1戸  
※今回は、単身入居の申し込みはできません  
受付期間 10月9日(木)～同18日(金)(土・日曜日、祝日は除く)の午前8時30分～午後5時15分  
入居時期の決定 11月中旬  
入居できる時期 11月下旬以降  
申込方法 本人または同居(同居予定を含む)の家族の人が、**団地建設住宅課**(市役所1階)へ申込書を提出してください。  
※申込書および募集要項は、10月1日(火)から同課でお渡しします。  
問い合わせ先 同課 ②1411番内線109番

▽病棟内にボランティア控え室を設置 〈申込・問い合わせ先〉市立病院(〒5228539 八坂町1882) 8階 緩和ケア病棟 ②6050番内線8251番



少子高齢社会を迎え、滋賀県では、中堅所得者および高齢者向けの住宅供給を促進するため、県の建設基準に合った住宅建設費用の一部を補助する制度を設けています。

特定優良賃貸住宅とは… 優良な賃貸住宅を建設し、法律に基づき適正な管理を行う民間の土地所有者に国・県が建設補助など各種の助成を行い、中堅所得者向けの公的賃貸住宅として活用するものです。

高齢者向け優良賃貸住宅とは… 民間の土地所有者などが建設する高齢者向けの優良な賃貸住宅に対して、建設などに要する費用の補助、家賃の減額に要する費用の補助を通じて高齢者が安心、安定して居住できる住宅の供給を促進するものです。

賃貸住宅経営をお考えの土地所有者の皆さん、どうぞご応募ください。

彦根市域募集戸数 30戸  
・特定優良賃貸住宅 16戸  
・高齢者向け優良賃貸住宅 16戸  
募集期間 10月7日(月)～同25日(金)(土・日曜日、祝日は除く)

応募方法・問い合わせ先 予定地、戸数、氏名、連絡先を「**住宅課**」(県庁新館6階) ②07715284235番へ。

※11月以降に県庁で応募者ヒアリングを実施予定(提出書類など詳細については、応募受付時に説明があります。)

## 特定優良賃貸住宅 高齢者向け優良賃貸住宅 オーナー募集





**ひこね市文化プラザ** ☎ 26-8601  
FAX 26-8602  
URL <http://longlife.city.hikone.shiga.jp/plaza/>  
10月の休館日：7(月)・15(火)・21(月)・28(月)

マーク：託児サービスがあります。(要予約)  
マーク：公演終了後、彦根駅行き・南彦根駅行きの臨時バスの便があります。

チケットのお申し込み、お問い合わせは  
**チケットセンター ☎27-5200**

|           |        |                                                                                                                 |
|-----------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4日(金)     | 19:00～ | ジャズコンサート<br><b>KEIKO LEE Concert Tour 2002</b><br>指定 4,500円 【好評発売中】                                             |
| 13日(日)    | 14:30～ | 由紀さおり・安田祥子童謡コンサート<br>～歌うた唄 Vol.6～<br>指定 S席5,500円 A席4,500円 【好評発売中】                                               |
| 18日(金)    | 19:00～ | 錦織 健<br>テノールリサイタル<br>ピアノ：多田聡子(たださとこ)<br>指定 4,000円 【好評発売中】                                                       |
| 20日(日)    | 15:00～ | 10月のロビーコンサート<br>「オーケストラとあそぼう」<br>出演：彦根JOYジュニアオーケストラ 【入場無料】<br>※リコーダーをお持ちの方は、当日ご持参ください。                          |
| 22日(火)    | 18:30～ | 民族芸能公演(フィジー諸島共和国)<br>ザ・ダンスシアター・オブ・フィジー<br>自由 2,000円(当日は2,500円) 【好評発売中】                                          |
| 26日(土)    | 14:00～ | 高木充江ソプラノリサイタル ～愛する日本の歌～<br>自由 3,000円 【好評発売中】                                                                    |
| 4日(振)     | 19:00～ | 劇団四季フレンチミュージカル「壁抜け男」<br>指定 S席8,400円 A席6,300円 B席5,250円 【好評発売中】                                                   |
| 16日(土)    | 15:00～ | 11月のロビーコンサート<br>「秋風にのせて贈る歌のアラカルト」<br>出演：彦根混声合唱団 【入場無料】                                                          |
| 22日(金)    | 19:00～ | 花*花 tour 2002-2003<br>“リンゴとクローバー”<br>指定 4,200円 【好評発売中】                                                          |
| 12月10日(火) | 19:00～ | ミシユク ロマンティック・ピアノ<br>指定 3,000円 【好評発売中】                                                                           |
| 12月14日(土) | 18:30～ | 市民参加 年末・ひこねの風物詩<br>第5回 ひこね市民手づくり第九演奏会<br>自由 1,500円(当日は2,000円) 【好評発売中】                                           |
| 12月18日(水) | 19:00～ | リーディングドラマ「永遠の愛を誓って」<br>自由 1,500円(当日は1,800円) 【好評発売中】                                                             |
| 12月22日(日) | 15:00～ | 市民参加のクラシックバレエ<br>「くるみ割り人形」(全2幕)<br>出演：佐々智恵子バレエ団<br>小野佳代子バレエ教室<br>春日バレエ研究所彦根支部<br>指定 1階席3,000円 2階席1,500円 【好評発売中】 |

財団法人 彦根市文化体育振興事業団  
事務局(市民会館内) ☎23-7810・FAX22-3015  
URL <http://edu.city.hikone.shiga.jp/buntaishin/>

**子どもセンター** ☎ 28-3645  
FAX 28-3645  
URL <http://longlife.city.hikone.shiga.jp/children/>  
10月の休館日：7(月)・15(火)・21(月)・28(月)

|     |                      |                                                                                                                                                                                                                         |
|-----|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月 | 6日(日)                | 13:30～15:00(受付は13:00～) 【参加無料】<br>子どもわいわい広場<br>「木のおもちゃをつくろう」<br>☆木のおもちゃ「ころころウマ」を作ります。<br>☆対象・定員：幼児～小学生 先着20人<br>※小学校低学年以下は、保護者が同伴してください。                                                                                 |
| 11月 | 12日(土)・19日(土)・20日(日) | 【3日間通しての教室です】<br>＜午前コース＞ 9:30～12:00<br>＜午後コース＞ 13:30～16:00<br>パソコン教室3<br>「アルバムをつくろう」<br>受講生募集中! 【申し込みは10月9日(水)まで】<br>※詳しくは、「広報ひこね」9月15日号・募集欄をご覧ください。                                                                    |
|     | 2日(土)                | 19:00～21:00 【悪天候の場合は中止】<br>おでかけ天文のタベ<br>「星空ひろばⅢ」<br>☆カシオペア座からたどる秋の星座探しを中心に、まばらな星空の奥(銀河系の外)を観望します。<br>☆双眼鏡やオペラグラスをお持ちの方はご持参ください。<br>☆会場：金城小学校(大蔵町)運動場<br>☆参加費：無料<br>※開催当日、16:30～17:15に開催の有無を子どもセンターにお問い合わせのうえ会場にお越しください。 |
|     | 4日(月・振)              | 13:30～16:00(受付は13:00～) 【参加無料】<br>子どもわいわい広場<br>「荒神山を散歩しよう」<br>☆秋の荒神山を散策します。<br>☆対象・定員：幼児～小学生 先着20人<br>※小学校低学年以下は、保護者が同伴してください。                                                                                           |

**市民体育センター** ☎ 23-2293  
FAX 23-2294  
URL <http://longlife.city.hikone.shiga.jp/sports/>  
10月の休館日：1(火)・8(火)・15(火)・22(火)・29(火)

|     |        |                                                                      |
|-----|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 10月 | 27日(日) | 13:30～16:30<br>フレッシュスポーツデー<br>☆だれでもできるニュースポーツを紹介します。気軽に参加してお楽しみください。 |
|-----|--------|----------------------------------------------------------------------|



☆予定種目：ファミリーバドミントン(写真)、ダブルダッチ、スマイルボウリング ほか  
☆参加費：小学生以上1人200円(当日、受付でお支払いください。)  
※運動のできる服装と体育館シューズをご持参ください。

10月1日から施行  
「ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」

市生活環境課

「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」が10月1日から施行されます。  
この条例は、市、市民、市民団体、事業者などが協力し、まちの景観や水域の水質を美しく保ち、良好な環境、市民の健全で快適な生活を維持することを目的としています。  
この条例により、「公共の場所などでのごみのポイ捨て」および「飼い犬のふんの放置」が禁止されました。違反者には罰則の適用があります。  
この条例は、次のように定めています。  
▼屋外で出たごみを持ち帰って、適正に処分しなければなりません。  
▼屋外で喫煙するときは、吸い殻入れのある場所で喫煙するか、携帯用吸い殻入れを持ち、たばこの吸い殻の散乱防止に努めなければなりません。  
▼事業活動により生じたごみの清掃をしなければなりません。  
▼自動販売機設置者は、販売機に回収容器を設置し、適正に管理するとともに、その周辺を清掃しなければなりません。  
▼飲食料販売者は、商品から発生のごみの減量化のために、簡易包装に努めなければなりません。  
▼催しを行う人は、ごみの発生を抑制する企画に努めなければなりません。また、開催場所および周辺の清掃をしなければなりません。  
▼宣伝物、印刷物を配布した人は、配布した場所およびその周辺に散乱している配布物を回収しなければなりません。(2万円以下の罰金)  
▼罰則の規定があります。(2万円以下の罰金)  
市民の皆さん、美しいまちづくりにご協力ください。  
問い合わせ先 市生活環境課 ☎22-1411 番内線129番 FAX ☎27-0395番

平田、城北両幼稚園で  
3歳児保育を始めます  
平成15年度から  
市教育委員会学校教育課  
市立幼稚園(9園、1分園)では、現在4歳児と5歳児の保育を実施していますが、平成15年度から、平田幼稚園と城北幼稚園の2園で3歳児保育を開始することになりました。  
3歳という年齢は、自立への歩み始める時期で、このころの発達がその後の人生の基礎になり、人格形成に大きく影響を与えたとされています。また、集団生活を通じて豊かな心をはぐくみ、社会性を身につけていく重要な時期でもあります。  
こうした重要な時期に、さまざまな経験ができる機会を意図的、計画的に作り、幼稚園という公教育の場で幼児の発達を保障し、保護者の需要にこたえることで就学前教育の充実を図るため開始するものです。  
3歳児保育を実施する2園では、それぞれ20人を募集する予定です。募集要項など詳しいことは、「広報ひこね」11月15日号に掲載する予定です。  
問い合わせ先 市教育委員会学校教育課(市民会館2階) ☎24-7971番 FAX ☎23-9190番

滋賀県最低賃金  
1時間651円  
滋賀労働局賃金室  
県内すべての労働者に適用される「滋賀県最低賃金」が改正され、9月29日から施行されています。同日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間当たり651円以上としなければなりません。  
問い合わせ先 滋賀労働局賃金室 ☎077-152216654 番、彦根労働基準監督署 ☎22-0654番  
賢い消費者になりましょう  
グリーン購入で地球環境へあなたの優しさを  
環境に配慮して物を買うことを「グリーン購入」といいます。グリーン購入は、だれにでもすぐできる、地球環境への優しさの第一歩です。難しいことではありません。商品を買うときに、環境に優しい商品か、再生品か、確かめてから買いましょ。上のようなマークが目印です。そのほか、例えば次のようなことができます。

**赤い羽根共同募金**  
10月1日(火)～12月25日(水)  
今年も皆様のご協力をお願いします  
滋賀県共同募金会彦根支会  
問い合わせ先  
彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821

▼買い物袋を持っていく  
▼むだなものは買わない  
▼繰り返し使える「リターナルびん」に入った商品(ビール、牛乳など)を選ぶ  
▼紙コップなど使い捨て商品は買わない  
▼家具や電気製品などは長く使える物を選ぶ  
▼詰め替えできる商品を買う  
問い合わせ先 市生活環境課 ☎22-1411 番内線129番 FAX ☎27-0395番





|       |                                                      |       |                              |                                |
|-------|------------------------------------------------------|-------|------------------------------|--------------------------------|
| 開館時間  | 8：30～17：00（入館は16：30まで）                               | 観 覧 料 | 【常設展観覧料】                     | 【企画展期間中の観覧料】                   |
| 休 館 日 | 10月に休館日はありません。ただし、22日(火)～25日(金)は展示替えのため、一部展示室を休室します。 |       | （一 般 … 500円<br>小・中学生 … 250円） | （一 般 … 1,000円<br>小・中学生 … 500円） |

※企画展期間中は、彦根城と玄宮園・彦根城博物館のセット券は販売しません。

## テーマ展

開催中（10月22日(火)まで） 「彦根と鳥居本・高宮一城下町の玄関口ー」  
☆中山道から彦根への分岐点であった鳥居本・高宮の両宿と、「彦根宿」とも呼ばれた城下伝馬町。  
物資・文化の交流の拠点であった各宿と城下町彦根との関係を紹介します。

## 企画展

10月26日(出)～11月25日(月)  
「伝統と革新 ー京都画壇の華 狩野永岳ー」  
☆近年特に注目されている京狩野家第9代 狩野永岳（1790～1867）の全貌が今、初めて明らかに。伝統を重んじると同時に革新性も備えた永岳は、朝廷や公家の御用を中心に、大寺院や彦根藩など大名家の御用に加え、町衆の誇りである祇園祭の鉾の飾りを手がけるなど、幅広い支持を得て京都画壇の雄として君臨した絵師です。



二条城本丸御殿障壁画（京都市蔵）

## 10月の催し

- 4日(金) 13:30～ 聴講無料  
講演会「彦根にいたる道と宿」  
本館学芸員 野田浩子（のだ ひろこ）
- 12日(出) 14:00～ 聴講無料  
講 座『史料 井伊直弼の茶の湯』を読む④  
本館学芸員 母利美和（もり よしかず）
- 26日(出) 14:00～ 観覧料が必要  
ギャラリートーク・企画展「伝統と革新ー京都画壇の華 狩野永岳ー」  
本館学芸員 高木文恵（たかき ふみえ）
- 26日(出) 9:00～11:30（受付時間） 参加無料  
子ども歴史相談室  
☆学校で習った歴史や地域のむかしのようすについて、疑問に思うことや知りたいことを、博物館の学芸員といっしょに調べましょう。（事前の申し込みは不要です。）

## もんこうかい 聞 香 会

11月10日(日)

10:00～／11:00～／12:00～  
13:00～／14:00～ （5席）

☆数種の香を聞き分け、香りを楽しむ会です。どなたでも気楽に参加できます。

香席券 1,500円  
（観覧料・薄茶料含む）

※5席のうち、いずれかの時間を指定して香席券をお求めください。

【10月10日(木)発売開始】

## 安全で移動しやすいまちづくりを目指して 彦根市交通バリアフリー基本構想策定協議会

市では、高齢者や障害者をはじめ、だれもが安心して自立した日常生活を送れるよう、鉄道・バスや駅周辺の歩道などについて、エレベーターなどの設置や移動の妨げになる段差などを解消していくための指針となる「彦根市交通バリアフリー基本構想」を策定します。

この基本構想の策定にあたって、高齢者、障害者、鉄道事業者やバス事業者、道路管理者、学識経験者などで構成する「彦根市交通バリアフリー基本構想策定協議会」を設置し、現在、整備方針などについて審議中です。

### 協議会は公開で行います

次回（第2回）の協議会は、10月10日(木)午前9時から、市役所5階の第3委員会室で開きます。会議は公開で、どなたでも傍聴できます。

### ■実地調査にご協力ください

また、基本構想策定にあたっての資料とするため、次のとおり実地調査を行い、駅や駅から主要公共施設までの歩道を実際に移動して、問題点を整理します。

市民の皆さんの積極的なご参加、ご協力をお願いします。  
実地調査の予定

#### ①彦根駅およびその周辺

日時 10月18日(金) 13:00～16:00

集合場所 ビッグバン文教（市役所前）5階コンベンションホール

#### ②南彦根駅およびその周辺

日時 10月24日(木) 13:00～16:00

集合場所 ひこね燦ぱれす（小泉町）2階会議室

※参加いただける人は、10月15日(火)までに(☎)企画課☎22-1411（内線416）、FAX22-1398へご連絡ください。



伝馬町高札写 親子札（本文が「親子」から始まるため、他の札と区別して呼ばれる）彦根城博物館蔵

## こうさつ 高札場ー城下町に掲げられた幕府法令

江戸時代、幕府が人々に対してどのような方針で治めるのか、その基本的な法令が人目に触れる所に掲げられていました。それは「高札場」と呼ばれ、城下町や宿場などの中心地にあり、彦根城下町には伝馬町現在の中央町にありました。

伝馬町は、城下での物資輸送の拠点である問屋場が置かれ、中山道の宿場に準じる扱いを受けていた町で、「彦根宿」とも呼ばれていました。伝馬町の高札場は、蓮華寺（中央町）へ向かう角にあり、約60cmの石垣の上に築かれた高さ4・2mもの屋根の付いた木組に、木製の板に法令が書かれた高札が掛けられていました。江戸時代の中ごろには、全国共通の幕府法令5枚と彦根から鳥居本と高宮までの駄賃を記した1枚が常時掲げられていました。

伝馬町に掲げられた高札の原寸の写しが現存しています。そのうち最も長いもの（横幅約2・3m）には、九か条にわたって庶民が守るべき事柄を列記し、それに背いた場合は処罰の対象となると記されています（写真）。その文言を少し見ていきます

しょう。

一 親子・兄弟・夫婦を始め、諸親類に  
したしく、下人等に至る迄これを  
あはれむべし。主人ある輩はおの  
おの其奉公に精を出すべき事

一 家業を専らにし、懈る事なく、万事  
其分限にすぐべからざる事

一 いつぱりをなし、又は無理をいひ、  
惣じて人の害になるべき事をすべ  
からざる事

この三か条は、今でも通じそうな道徳規範ですが、庶民にも理解しやすいようひらがなが多く使われた文章で、庶民が守るべき基本的な姿勢が示されました。他にも、キリシタンの禁制や放火の禁止など、庶民に対する基本方針が示されています。  
また、この写しは上部が山形になっていますが、これは現物がこのような形をしていたからです。現物は、3cmほどの厚い板

## とまきの玉手箱



第74回

の上部に屋根状の木板が付いていました。しかし、屋外に掲げて風雨にさらされるうちに、文字が薄くなり、木が傷むので、何度か新しいものに切り替えられました。

高札場を設置したのは領主である彦根藩でしたが、日々の管理は高札場のある伝馬町の町役人に任されていました。伝馬町では掃除を欠かさず清潔を保ち、破損や異常があると藩に届けられました。庶民は、高札場にみだりに近づくことは許されず、前を通るときには脱帽して敬意をあらわすことが求められました。

城下町に住む人は、天守をはじめとする城郭の構造やその警備体制などから、この地を支配する「殿様」の威光を日々感じて暮らしていましたが、城下町の中央で幕府の法令を掲げた高札場は、高い位置から見下ろすように建てられ、巨大で威圧的であり、庶民にとって幕府支配を象徴する建造物といえるでしょう。

(彦根城博物館学芸員 野田浩子)

※写真の伝馬町高札写は、近江中山道400年記念展「彦根と鳥居本・高宮ー城下町の玄関口ー」で、10月22日(火)まで彦根城博物館で展示中です。



| 行 事 名                            | 日 時                                                | 場 所                                    | 内 容 ・ 問 い 合 わ せ 先 等                                                                                                                                  |
|----------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2002 高宮太鼓まつり<br>写真コンテスト作品展       | 10月1日(火)～11月30日(土)<br>8:30～17:30                   | 高宮駅コミュニティセンター<br>(ギャラリー)               | 内 容：4月13日・14日に行われた高宮神社春季大祭の写真展<br>入場料：無料<br>高宮太鼓の会 ☎22-3612、22-1963                                                                                  |
| 企画展「近江路の旅人たち<br>ー收藏古文書と絵図資料にみるー」 | 10月7日(月)～11月1日(金)<br>(10月12日(土)を除き<br>土・日曜日、祝日は休館) | 滋 賀 大 学 経 済 学 部<br>附 属 史 料 館 1 階 展 示 室 | 内 容：中山道開通400年にちなみ、中山道をはじめとする近江<br>の街道を行き交った人々の姿を明らかにします<br>入場料：無料<br>滋賀大学経済学部附属史料館 ☎27-1046                                                          |
| 企画展「近江路の旅人たち」<br>関 連 講 演 会       | 10月12日(土)<br>13:00～                                | 滋 賀 大 学 経 済 学 部 講 堂                    | 内 容：講演「御代参街道（ごだいさんかいどう）と鎌掛宿（かいかげしゆく）」<br>京都府立大学教授 水本邦彦（みづもとくにひこ）さん<br>展示解説<br>滋賀大学経済学部附属史料館助教授 青柳周一（あおやぎしゅういち）さん<br>参加費：無料<br>滋賀大学経済学部附属史料館 ☎27-1046 |
| 彦 愛 犬 自 然 観 察 会                  | 10月12日(土)<br>9:00～12:00                            | 雨 壺 山（あまつぼやま）<br>（彦根保健所へ<br>8:50までに集合） | 内 容：キノコの観察<br>対 象：子どもから大人まで<br>持ち物：筆記用具、ハイキングのできる服装<br>参加費：100円（傷害保険料）<br>野鳥の森ビジターセンター ☎48-0121                                                      |
| 小澤俊夫さん講演会                        | 10月18日(金)<br>13:30～15:30                           | 南 地 区 公 民 館<br>☎25-5177                | 演 題：昔ばなしが語る子どもの姿<br>参加費：無料<br>定 員：200人（あらかじめ電話でお申し込みください）<br>託 児：20人（先着順。2歳以上で、完全に親から離れられること）<br>市立図書館 ☎22-0649                                      |
| 小江戸彦根の骨董市                        | 10月19日(土)・20日(日)<br>10:00～17:00                    | 彦 根 城 二 の 丸 駐 車 場                      | 絵画・書・美術品をそろえた店が出店（約20店）<br>(社)彦根観光協会 ☎23-0001                                                                                                        |
| 彦 根 朝 市                          | 10月20日(日)<br>7:00～                                 | い ろ は 松 駐 車 場                          | 販売品：新鮮な季節の野菜、卵、漬物など<br>販売者：彦根朝市組合<br>☎農政課 ☎22-1411（内線318）                                                                                            |
| ひこねエコマーケット<br>「夢 畑」              | 10月20日(日)<br>10:00～14:00<br>雨天のときは中止               | ア ル ・ プ ラ ザ 彦 根<br>立 体 駐 車 場 屋 上       | 内 容：ごみを減らし、環境にやさしい生活を提案します<br>リサイクル品、手作りの作品などの市（いち）から掘り出し<br>物を見つけてください<br>☎生活環境課 ☎22-1411（内線129）                                                    |

 動く図書館

たちばな号

巡回日程【10月後半】 市立図書館 ☎22-0649

| 日・曜日   | 駐 車 場                                                              | 時 間                              |
|--------|--------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 15日(火) | 西 清 崎 町 浄 宗 寺<br>亀 山 ニ ュ ー タ ウ ン<br>日夏ニュータウン第2期集会所前                | 13:30<br>14:20<br>15:10          |
| 16日(水) | 開 出 今 町 营 原 神 社<br>蔵 の 町 団 地 中 央 部<br>開出今第2団地（旧県立短大前）              | 13:20<br>14:10<br>15:00          |
| 17日(木) | 平 田 町 大 沢 高 岸 B 公 園<br>西 今 町 松 田 団 地<br>西 今 町 伊 庭 団 地<br>若 葉 小 学 校 | 11:00<br>13:20<br>14:10<br>15:00 |
| 18日(金) | 稲 里 町 公 民 館<br>稲 枝 地 区 公 民 館 前<br>稲 枝 地 区 公 民 館 前                  | 13:30<br>14:20<br>15:10          |
| 22日(火) | 千 鳥 ケ 丘 会 館<br>岡 町 彦 根 自 動 車 学 校 前<br>平 田 町 明 照 寺 前                | 13:15<br>14:00<br>14:50          |
| 23日(水) | 大 藪 町 農 業 倉 庫<br>中 後 三 条 説 教 場<br>下 藪 一 丁 目 白 山 神 社                | 13:20<br>14:10<br>15:00          |
| 25日(金) | 新 海 町 公 民 館<br>田 附 町 公 民 館<br>本 庄 町 公 民 館                          | 13:30<br>14:20<br>15:10          |
| 26日(土) | 普 光 寺 町 公 民 館<br>彦 富 町 公 民 館<br>金 沢 町 公 民 館<br>港屋駐車場東（旧平和堂稲枝店）     | 11:00<br>13:10<br>14:00<br>14:50 |

※駐車場での駐車時間は、30～40分間です。

| 図書館休館日 | 21日(月)、24日(木)、28日(月) |
|--------|----------------------|
| 10月後半  |                      |

図書館やたちばな号の利用は無料です。

し尿収集予定日

10月後半

彦根市事業公社 ☎23-4135

※4月から、一部の区域で収集順を変更しています。収集予定日が3月までと大幅に異なる場合もありますので、この表で確認くださるようお願いいたします。

※臨時の収集については、早めにお申し込みください。（臨時の収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。）

※収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。

|        |                                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 15日(火) | 佐和、立花、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上)、開出今、竹ヶ鼻、須越、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、金沢(林・中下) |
| 16日(水) | 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、錦(第1部)、橋向、新、後三条(上)、甘呂、竹ヶ鼻、八坂、田附、新海、南三ツ谷、甲崎、稲部(稲部)  |
| 17日(木) | 大橋、芹中、京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、後三条(上)、甘呂、八坂、亀山地区、上岡部、下岡部、柳川、上西川、下西川、彦富      |
| 18日(金) | 船、旭、元、後三条(上)、岡、西沼波（東部を除く）、日夏、八坂、亀山地区、金沢(長江)、彦富                       |
| 21日(月) | 西沼波（東部を除く）、東沼波、大堀、日夏、亀山地区、服部、稲枝(西・東)、肥田(西肥田を除く)、稲部(南)                |
| 22日(火) | 新、芹中、大橋、東沼波、大堀、日夏、亀山地区、稲部(東・南)                                       |
| 23日(水) | 元岡、沼波、錦(第2・3部)、河原一丁目、河原二丁目、河原三丁目、日夏、亀山地区、野良田、彦富(笹田団地)                |
| 24日(木) | 日夏、鳥居本地区、河瀬地区、亀山地区、稲里、金田、稲部(稲部)、石寺(上石寺・下石寺)                          |
| 25日(金) | 日夏、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区                                                   |
| 28日(月) | 古沢、松原(四ツ川を除く)、日夏、鳥居本地区、高宮地区、河瀬地区                                     |
| 29日(火) | 高宮地区、河瀬地区                                                            |
| 30日(水) | 高宮地区、河瀬地区                                                            |
| 31日(木) | 小泉、高宮地区、河瀬地区                                                         |

# 第50回 小江戸彦根の城まつり

彦根いい秋 散策プラン

期間 10月1日(火)～11月4日(金)

ガイドブックを持って散策すれば、市内の観光施設・杜寺・協賛店で、割引や優待が受けられます。

ガイドブックは、市内の名所や旧跡を巡るスタンプラリー  
のスタンプ帳を兼ね  
ています。また、時  
代衣装を身にまとい  
て、城周辺を自由に  
そぞろ歩く変身体験  
写真は昨年の様子も  
あります。



ガイドブック設置場所 彦根市観光案内  
所（彦根駅前、(社)彦根観光協会事務所  
彦根城表門事務所 彦根商工会議所  
☎観光課（市役所3階、支所・各出張所

第6回 直弼杯将棋大会

期間 10月12日(土)・13日(日)

場所 彦根商工会議所（予選・決勝）  
彦根城博物館講堂（公開対局）

彦根大菊花展

期間 10月14日(祝)～11月15日(金)

場所 護国神社境内（尾末町）

稚児行列、奉告祭

日時 10月27日(日)午前9時40分～同10時

40分

場所 いろは松く金亀児童公園（井伊  
直弼公銅像前）

第15回 彦根城早かご駅伝競争大会

日時 10月27日(日)午後1時30分～同3時

30分

場所 彦根城内特設コース

江戸からの書状を  
一刻も早く早かごリ  
レーで国元彦根に！  
毎年、白熱したレー  
スを展開（写真は昨年  
の様子。予選と決勝  
の間には忍者キャラ  
クタイショーも。



小江戸彦根の骨董市

日時 11月2日(土)～4日(日)午前10時～

午後5時（最終日は午後4時まで）

場所 彦根城内大手前公園

市内をはじめ全国から古美術商が集ま  
り、陶磁器、掛け軸、絵画、さまざまな  
調度品など幅広い骨董が勢ぞろい。思わ  
ぬ掘り出し物が見つかるかもしれません。

小江戸彦根のにぎわい市

日時 11月1日(金)～4日(日)午前10時～

午後5時（最終日は午後4時まで）

場所 市民会館前駐車場（空濠）  
寄ってらっしゃい見てらっしゃい。フ

リーマーケットを中心として、彦根の味  
覚やさまざまなリサイクル品、植木・生  
花などを商います。市民ぐるみの参加を  
得て、城下町のにぎわいを再現します。

交流都市と彦根の観光と物産展

日時 11月1日(金)～4日(日)午前10時～

午後5時（最終日は午後4時まで）

場所 市民会館前駐車場

彦根ならではの物  
産の展示即売や観光  
情報紹介、水戸市・  
高松市の物産販売で  
にぎわう市です（写  
真とは昨年の様子。本  
場の納豆や讃岐うどん  
をお待ちかねの皆  
さんも多いのでは？



顕彰式

日時 11月3日(祝)午前10時30分～

場所 彦根駅前（井伊直政公銅像前）

小江戸彦根の城まつりパレード

日時 11月3日(祝)午後1時～同3時30分

場所 彦根城周辺

どなたもご存じ、城まつりのメインイ  
ベント。子どもたちによる大名行列や風  
俗行列、井伊の赤鬼家臣団列などで華や  
かな時代絵巻を繰り広げ、ご城下を練り  
歩きます。50回記念の今年は、NHK大  
河ドラマ出演中の中条きよしさんが井伊  
直政公に扮して登場します。



中条きよしさん

小江戸彦根ちゃんぽん「彦根城大絵巻」

日時 11月4日(日)午前10時～午後4時

場所 彦根城内玄宮園

※ちゃんぽんとは、直弼公が好んだ茶道（茶  
・和歌（歌・能楽（ぼんり鼓の意）のこと。  
風雅をこよなく愛した直弼にちなみ、  
時代衣装をまとった市民による寸劇やお  
城の案内などのパフォーマンス、船での  
回遊、茶店などのイベントが、城まつり  
のフィナーレを飾ります。





# インフルエンザ予防接種

問い合わせ先 困健康管理課 ☎24-0816、FAX24-5870



寒くて空気が乾燥する冬は、インフルエンザが流行しやすい季節です。

インフルエンザは、普通の風邪よりも感染力が強く、症状も激しいことが特徴です。また、気管支炎や肺炎などの合併症を起こし死に至ることもあるので、注意が必要です。

## 自己負担は1,000円です

———接種に要する費用

市では、高齢者のインフルエンザ重症化および死亡を防ぐため、65歳以上の人を対象にインフルエンザ予防接種を実施します。

対象者 ①接種当日に満65歳以上で、彦根市に住民登録・外国人登録のある人 ②厚生労働省令で定める人（該当者には市から連絡します）

実施医療機関 右の表のとおり

接種回数 1回接種

実施方法 医療機関によっては予約が必要などがあります。必ず事前にいずれかの医療機関にお尋ねください。なお、この予防接種は、本人が希望する場合に限り実施するものです。

※接種時には、老人保健法医療受給者証と健康保険証を持ってきてください。

自己負担 1,000円（接種費用4,000円のうち、市が3,000円を負担します。）

実施期間 10月1日(火)～12月31日(火)

注意事項 次のような人は、予防接種を受けることができません。

- (1)明らかに発熱のある人
- (2)重い急性疾患にかかっていることが明らかな人
- (3)インフルエンザ予防接種に含まれる成分によって、ひどいアレルギー反応を起こしたことがある人
- (4)その他医師が接種を不適当と判断した人

※予防接種を受けてから、インフルエンザに対する抵抗力がつくまで2週間程度かかります。また、効果の持続期間は約5か月間といわれています。インフルエンザが流行する前に、できるだけ早く受けることをお勧めします。

※寝たきりなどやむを得ない事情により右の指定医療機関での接種が困難な場合は、あらかじめ困健康管理課へお問い合わせください。

## 一般的な予防対策もお忘れなく！

インフルエンザに対しては、予防接種だけでなく、日ごろの次のような予防対策が大切です。

- (1)手洗いとうがいを励行する
  - (2)じゅうぶんな栄養と休養をとる
  - (3)室内を適度な湿度（60～70％）に保つ
  - (4)人込みをできるだけ避けたり、マスクを着用したりする
- 日ごろから生活リズムを整え、インフルエンザウィルスに負けない抵抗力のある体をつくっておきましょう。

# 行政相談

※いずれも無料です。

| 相談名      | 日時                               | 場所                                          | 内容・問い合わせ先等                                                                            |
|----------|----------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活相談     | 10月7日(月)<br>14:00～16:00          | 働く婦人の家                                      | 日常生活での心配ごとの相談〈女性対象〉<br>働く婦人の家 ☎24-3529                                                |
| 都市景観相談   | 10月9日(水)・23日(水)<br>9:00～12:00    | 困都市計画課（市役所2階）                               | 都市景観アドバイザーが、景観形成に関する相談に応じます<br>※予約制ではありませんが、なるべく事前に連絡してください<br>困都市計画課 ☎22-1411（内線254） |
| 相続手続相談   | 10月11日(金)<br>13:00～15:00         | 市民相談室（市役所1階）                                | 相続に関する手続き（遺言書の作成に関すること、遺産分割に関すること、その他）についての相談<br>滋賀県行政書士会彦根支部 ☎22-2469（近藤方）           |
| 農の匠相談    | 10月11日(金)<br>15:00～17:00         | グリーンピアひこね<br>☎25-3909                       | 農の匠が、季節ごとの作業のポイントをお伝えします（予約制）<br>※今月の作業＝菊栽培（固形肥料作り）など                                 |
| 結婚相談     | 10月16日(水)<br>13:00～16:00         |                                             | 農家対象（予約制）                                                                             |
| 営農相談     | 10月17日(木)<br>18:00～20:00         |                                             | 農業技術（水稻・野菜・果樹等）に関すること、農業経営に関すること、営農企画に関すること、農地に関すること（予約制）                             |
| 園芸相談     | 10月21日(月)<br>13:00～16:00         |                                             | 花（草花・球根・宿根草・蘭など）の育て方や管理（予約制）                                                          |
| 法律相談     | 10月15日(火)<br>13:00～16:00         | 市民相談室（市役所1階）                                | 電話による予約制（受付は、10月7日(月)午前8:30から先着6人）<br>困市民広聴室 ☎22-1411（内線101）                          |
|          | 10月15日(火)<br>18:30～20:30         | 働く婦人の家                                      | 予約制（受付は、10月7日(月)午前8:30から先着3人）〈女性対象〉<br>働く婦人の家 ☎24-3529                                |
|          | 10月17日(木)<br>9:00～12:00          | 湖東合同庁舎(旧・彦根県事務所)                            | 電話による予約制（受付は、10月15日(火)午前8:30から先着6人）<br>困県民相談室 ☎077-528-3046                           |
|          | 10月22日(火)<br>10:00～15:00         | 彦根郵便局                                       | 予約制（随時受け付けています）<br>大津暮らしの相談センター ☎077-524-0409                                         |
| 人権相談     | 10月16日(水)<br>13:00～15:00         | 市民相談室（市役所1階）                                | いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談<br>困人権政策課 ☎22-1411（内線373）                                       |
| スポーツ相談   | 10月16日(水)<br>13:30～15:00         | 市民体育センター                                    | 体力測定とコンピュータによる総合評価<br>（体育館シューズ・体操のできる服装でお越しください）<br>困教育委員会保健体育課 ☎22-8871              |
| 身体障害者相談  | 10月16日(水)<br>13:30～15:30         | 鳥居本地区公民館                                    | 自ら身体に障害を持つ人を含む県身体障害者相談員による生活相談や福祉施策等の相談<br>困障害福祉課 ☎27-9981                            |
| 巡回家庭児童相談 | 10月17日(木)<br>13:30～16:00         | 鳥居本地区公民館                                    | 家庭における子育て、心配ごとの相談<br>困児童家庭課 ☎23-9590                                                  |
| 登記表示登記相談 | 10月18日(金)<br>13:00～16:00         | 市民相談室（市役所1階）                                | 相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談<br>困市民広聴室 ☎22-1411（内線101）                                  |
| 女性の悩み相談  | 10月19日(土)<br>9:30～12:30          | ひこね市文化プラザ<br>カウンセリング室                       | 臨床心理士（女性）が、幅広い分野の相談に応じます<br>予約制（受付は、10月7日(月)午前8:30から先着3人）<br>困男女参画課 ☎22-1411（内線361）   |
| 民事介入暴力相談 | 10月21日(月)<br>13:00～16:00         | 草津市立まちづくりセンター<br>（草津市西大路町）<br>☎077-562-9240 | 暴力団から脅かされたり、たかられたり、無理難題を言われたりしていませんか（秘密厳守）<br>困住民自治課 ☎22-1411（内線102）                  |
| 就労相談     | 毎週水曜日、<br>第2・第4木曜日<br>9:00～16:00 | ひこね燦ばれす                                     | 内職に関する相談、Uターン希望者の就労支援など<br>ひこね燦ばれす ☎26-7272                                           |

## 行政相談週間

10月21日(月)～27日(日)

## 行政相談をご利用ください

国、県、市町村や公庫、公団などの仕事について、「苦情や要望をどこに申し出てよいのか分からない」、「苦情を言いたいけど、直接は言いにくい」ということはありませんか。こんなとき、行政相談委員にご相談ください。

市では、毎月第2月曜日（祝日や振替休日の場合は除く）の定例行政相談（市役所1階・市民相談室）のほか、10月には行政相談週間行事として、右のとおり巡回相談などを行います。

相談は無料で、秘密は固く守られます。また、難しい手続きもありません。気軽にご相談ください。

問い合わせ先 困市民広聴室 ☎22-1411（内線101）

FAX22-1398

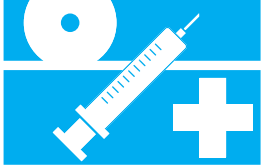
なお、行政相談は、滋賀行政評価事務所 ☎077-523-

1100（FAX共用）でも受け付けています。



| 日時                       | 場所                 |
|--------------------------|--------------------|
| 10月 7日(月)<br>13:00～15:00 | 市民相談室<br>（市役所1階）   |
| 10月15日(火)<br>13:00～15:00 | 亀山出張所              |
| 10月22日(火)<br>13:00～15:00 | 鳥居本地区公民館           |
| 10月23日(水)<br>13:00～15:30 | アル・プラザ彦根<br>6階特設会場 |





# 健康管理だより

## 市健康管理課

(平田町・福祉保健センター1階)

☎24-0816

FAX24-5870

市健康管理課の  
マスコットキャラクター

“けんかんくん”



## 市民健康診査

(基本健康診査・結核健康診断・肺がん検診)

内 容 血圧測定、尿検査、血液検査、  
内科診察、胸部レントゲン検査など

対 象

●基本健康診査 昭和7年(1932)4月2日～  
同59年(1984)4月1日生まれの人

●結核健康診断 4月1日現在15歳以上の人

●肺がん検診 受診当日40歳以上の人

※4月1日現在で70歳以上の人には、別  
に健康診査を実施しましたが、胸部レ  
ントゲン検査はありませんでしたので、  
この機会に受診してください。

日 程

| 実施日       | 対 象 学 区          |
|-----------|------------------|
| 10月7日(月)  | 稲枝東・北・西、河瀬、高宮、城南 |
| 10月9日(水)  | 旭森、亀山、城陽、若葉、鳥居本  |
| 10月11日(金) | 城東、城西、城北、佐和山     |
| 10月15日(火) | 平田、金城            |

場 所 いずれも福祉保健センター

受付時間 いずれも 9:00～10:30

※今年度最終のご案内です。まだの人は  
この機会にぜひ受診してください。な  
お、混雑を防ぐため、できるだけ対象  
学区の日に受診してください。

※受診票は個人あてに郵送します。受診票が届かない場  
合は、直接会場へお越しください。

※血液検査がありますので、午前中に受けられる場合は  
朝食を、午後受けられる場合は昼食をとらずにお越し  
ください。

※今年度から5年計画で、B型肝炎ウイルス・C型肝炎  
ウイルス検査を実施します。

今年度の対象者

①4月1日現在で39歳、44歳、49歳、54歳、59歳、  
64歳、69歳の人

②40歳以上で、次のいずれかに当てはまる人

- 肝臓病や肝機能が悪いと言われたことのある人
- 大きな手術を受けたり、妊娠・分娩時に多量に出血した  
ことのある人で、定期的に肝機能検査を受けていない人

※胸部レントゲン検査を除き、料金(600円～2,800円)  
が必要です。小銭をご用意ください。  
(おつりのいらないうご協力をお願いします。)

※受診直前の尿(10ccぐらい)をお持ちください。

※健康手帳のある人はお持ちください。

## らくらく禁煙相談

日 時 10月9日(水) 9:00～11:00

場 所 福祉保健センター

定 員 6人(予約制。先着順に受け付け、  
定員になりしだい締め切ります。)

内 容

●呼気中の一酸化炭素濃度測定による肺の  
中の汚れ度をチェック

●検尿による尿中ニコチン濃度測定でニコ  
チン依存度をチェック

●禁煙の疑問やノウハウ等についての個別  
相談(1人30分程度)



10か月に になりました

尾  
本  
立  
樹  
(西今町)

北  
村  
太  
樹  
(平田町)

松  
本  
美  
衣  
(原町)

## がん検診

☆事前に電話24-0816またはファックス24-5870で申し込んでください。

☆市が実施する各がん検診の受診回数は、年間1人1回です。(子宮がん・乳がん検診は、  
医療機関で実施するものも含めて1人1回です。)

なお、自覚症状のある人は、医療機関で受診することをお勧めします。

### ー 胃がん・大腸がんセット ー

どちらか一方だけの検診も受けられます

日時(定員)・場所

10月29日(火) 9:10～11:00 (45人)

彦根市役所

11月 1日(金) 9:00～11:00 (45人)

福祉保健センター

対 象 40歳以上の人

(予約制。先着順に受け付け、定員  
になりしだい締め切ります。)

検 診 料 胃がん検診……900円

大腸がん検診……500円

予約受付 10月1日(火)から

※胃がん検診は、胃・十二指腸の術後者、治療中の人は受  
診できません。

※大腸がん検診は、痔(い)があり出血している人、生理中の  
人は受診できません。



### ー 子宮がん・乳がんセット ー

どちらか一方だけの検診も受けられます

日時(定員)・場所

11月 7日(木) 13:30～14:30 (50人)

福祉保健センター

11月15日(金) 9:30～10:30 (50人)

福祉保健センター

対 象 30歳以上の女性

(予約制。先着順に受け付け、定員  
になりしだい締め切ります。)

検 診 料 子宮がん検診……700円

乳がん検診……300円

持 ち 物 健康手帳、乳がん検診の場合は  
バスタオル

予約受付 10月1日(火)から

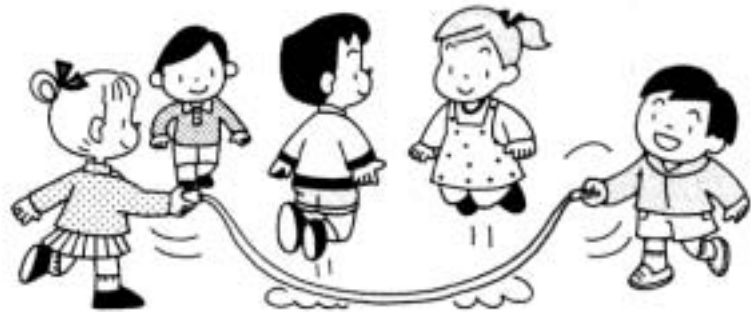
※子宮がん検診は、生理中、生理の前後2～3日は避けて  
ください。

※乳がん検診は、生理中、生理の前1週間は避けるほう  
が望ましいです。(触診でわかりにくいことがあるため)

※子宮がん・乳がん検診は、市内の医療機関  
でも実施しています。  
医療機関での受診を希望する人は、検診料(子宮がん:  
1,400円、乳がん:800円)を持って、市健康管理課、  
市市民課、支所・各出張所へお越しください。

がん検診および市民健康診査について、次の人は検診料が無料になります。

- (ア) (老人保健法) 医療受給者証のある人(有効期日にご注意ください) → 検診当日にお持ちください。
- (イ) 生活保護法による被保護世帯の人 } → 必ず事前に市健康管理課に連絡してください。
- (ウ) 市民税非課税世帯の人 }



## 予 防 接 種

☆平成14年度から、集団接種において、次のとおり病  
気が治ってから予防接種できるまでの間隔が変更に  
なりました。

治ってから4週間たないと  
予防接種を受けられない病気

麻疹、風しん、水ぼうそう、おたふくかぜ

治ってから2週間たないと  
予防接種を受けられない病気

突発性発しん、リンゴ病、インフルエンザ、  
手足口病、その他ウイルス性の病気

※これらの期間は目安であり、これ以上の間隔が  
開いていても、お子さんの健康状態によっては  
予防接種を受けられない場合があります。

ー ツベルクリン反応検査・BCG接種ー  
対 象

- 平成14年7月出生児(対象児には、「説  
明書・予診票つづり」を郵送します。)
- 判定日に4歳未満児で、生後1度もB  
CG接種を受けていない児

日 程

|                   |       |                   |
|-------------------|-------|-------------------|
| ツベルクリン<br>反 応 検 査 | 48時間後 | 判 定・<br>B C G 接 種 |
| 11月6日(水)          | →     | 11月8日(金)          |

受付時間 13:10～14:10

場 所 福祉保健センター

(判定の結果、陰性の児には医師の)  
診察後、BCG接種があります。)

※ツベルクリン反応検査・BCG接種の対象年齢は4  
歳未満となっていますが、できるだけ1歳までに受  
けるようにしてください。

## 充実します

## 二次救急医療



10月から、湖東医療圏(彦根市・犬上郡・  
愛知郡)では、日曜・祝日などにおける救急医  
療体制がこれまで以上に充実します。

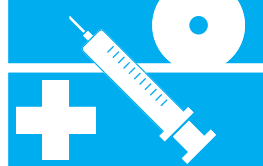
日曜・祝日などの昼間における応急的な診療  
が必要とされる場合、一次救急として彦根休日  
急病診療所などで診療します。入院などを要す  
る重症の場合は、これまで地域内の4病院(彦  
根市立病院・彦根中央病院・豊郷病院・友仁山  
崎病院)が輪番制で平日夜間も含めて二次救急  
医療を担ってきました。10月からはこれに湖  
東記念病院が加わり、5病院による充実した二  
次救急医療体制が確立されました。

## 小児救急医療も充実

さらに、小児救急医療を必要とする日曜・祝  
日などの昼夜間については、同じく地域内5病  
院の輪番制による小児救急医療体制が10月か  
ら実施されます。

なお、入院などを必要としない比較的軽易な  
診療については、これまで同様、一次救急とし  
ての彦根休日急病診療所などをご利用ください。

# 健康管理だより



## ー ポ リ オ ー

日程・対象

| 実 施 日     | 対 象                                                     |
|-----------|---------------------------------------------------------|
| 10月22日(火) | 平成13年(2001)6月以前の出生<br>児で、服用当日7歳6か月未満児<br>のうち、2回服用していない児 |
| 10月23日(水) | 平成13年7月・8月の出生児                                          |
| 10月28日(月) | 平成13年9月・10月の出生児                                         |
| 10月29日(火) | 平成13年11月・12月の出生児                                        |
| 10月30日(水) | 平成14年(2002)1月・2月の出生児                                    |
| 11月 1日(金) | 平成14年3月・4月の出生児                                          |
| 11月 5日(火) | 平成14年5月・6月の出生児                                          |
| 11月26日(火) | 上記日程で服用できなかった児                                          |

受 け 方

- 6週間以上の間隔をあけて2回服用

時 間 13:10～14:10

場 所 福祉保健センター

※できるだけ対象となる日にお越しください。

※対象年齢は7歳6か月未満となっていますが、できるだ  
け1歳6か月までに2回服用するようにしてください。

※下痢のときには服用を避けてください。

### ー 日本脳炎(個別接種)ー

対 象

- 接種当日3歳以上7歳6か月未満の児  
ただし、平成11年8月以降生まれで、

彦根市に住民登録、外国人登録のある児  
※平成11年7月以前に生まれた児は、来年  
集団接種を行います。(個別接種の対象に  
はなりません。)

※なお、規定の3回の接種ができていない  
児で、来年の集団接種(6～8月ごろの  
予定)までに7歳6か月以上になる場合  
は、市健康管理課☎24-0816へお問い合わせ  
ください。

## 子育て公開講座

日時・内容

|     | 第 3 回                                   | 第 4 回                                  |
|-----|-----------------------------------------|----------------------------------------|
| 日 時 | 11月 7日(木)<br>13:45～14:45<br>(受付は13:30～) | 11月21日(木)<br>10:00～11:00<br>(受付は9:45～) |
| 内 容 | 歯・は・ハのは<br>なし(ばーと1)                     | 歯・は・ハのは<br>なし(ばーと2)                    |
| 講 師 | 歯科医師                                    | 歯科衛生士                                  |

場 所 障害者福祉センター

対 象 2・3歳児とその保護者

定 員 15組程度

(申込者多数の場合は抽選)

※予約制です。11月1日(金)までに市健康管  
理課☎24-0816へ申し込んでください。

## 市立病院

## 糖尿病教室

生活習慣病患者は増加の一途をたどってい  
ますが、なかでも糖尿病は全国で推定700万人、さ  
らに将来糖尿病になる可能性のある「予備軍」を  
含めると1,400万人に達するといわれています。  
糖尿病の患者さんは、自分の病気について理解  
を深めることが治療効果を高めることにつな  
がります。そこで、市立病院では今年度も次のとおり  
糖尿病教室を開きます。

患者さん本人だけでなく、家族の皆さんや、糖  
尿病に関心のある人の参加も歓迎します。

日程と内容 下の表のとおり  
※予約は不要です。お気軽にどうぞ。

場 所 市立病院3階講堂

参加費 無料

問い合わせ先 市立病院外来1ブロック ☎260  
50番 内線1302番(問い合わせは月・金曜  
日の午後1時～同5時にお願います。)

| 日 時                      | 内 容                              | 講 師                     |
|--------------------------|----------------------------------|-------------------------|
| 10月10日(木)<br>14:30～15:30 | 糖尿病とは?<br>運動はどうする?<br>食事はどうする?   | 糖尿病専門医師<br>理学療法士<br>栄養士 |
| 10月24日(木)<br>14:30～15:30 | 糖尿病とストレス<br>フットケア<br>糖尿病網膜症      | 心療内科医師<br>外来看護師<br>眼科医師 |
| 11月 7日(木)<br>14:30～15:30 | 糖尿病の薬<br>低血糖と病気のときは?<br>外食はどうする? | 薬剤師<br>外来看護師<br>栄養士     |



